

# マイクロチップって何？

直径2mm、長さ8～12mmの円筒形で、アンテナ、IC部が内蔵されています。記録された15桁の固有の番号を専用リーダーで読み取り、指定登録機関に登録された飼い主情報と照合することで飼い主を特定できます。世界的に広く普及しており、マイクロチップ装着を義務付けている国も多くあります。



## Q どうやって装着するの？

専用の注射器で装着します。  
獣医療行為のため、  
必ず獣医師等が行います。



## Q 危なくないの？

表面に副作用がない材質が使われており、獣医師等が正しく施術すれば、動物の体に負担をかけることはありません。  
個体差はありますが、犬で生後2週齢、猫は4週齢から装着することができます。



## 飼い主の方に必要となる手続

- **マイクロチップの登録がされた犬、猫を新しく飼い始めた場合**  
30日以内に所有者情報の変更登録が必要です。犬、猫と一緒に渡された「登録証明書」を準備します。  
(登録手数料 オンライン 300円、郵送 1,000円)
- **飼っている犬、猫に新しくマイクロチップを装着した場合**  
30日以内にマイクロチップの情報、所有者情報等の登録が必要です。獣医師から発行された「マイクロチップ装着証明書」を準備します。  
(登録手数料 オンライン 300円、郵送 1,000円)
- **登録した内容(住所、電話番号など)に変更があった場合、犬や猫が死亡した場合**  
各事項について届出が必要です。「登録証明書」を準備します。(手数料無料)

## 登録・変更登録、届出の方法

登録等に関するお問合せ先：(公社)日本獣医師会 電話：03-6384-5320

- ・ 指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会の以下サイト又は郵送にて登録等が行えます。  
犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト：<https://pre.mc.env.go.jp/> (令和4年5月までの準備サイト)  
<https://reg.mc.env.go.jp/> (令和4年6月から開設予定)
- ・ 登録する内容
  - マイクロチップの識別番号
  - 所有者情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス など
  - 動物の情報：名前、品種、毛色、生年月日、性別、狂犬病予防法登録番号(犬) など
- ・ 登録申請の際は、獣医師が発行した「マイクロチップ装着証明書」を添付します。
- ・ 登録・変更登録時に発行される「登録証明書」は、その動物を譲り渡す際や登録内容の変更等の届出を行う際に必要です。大切に保管してください。



## その他の規定

- **狂犬病予防法の特例(犬の登録手続の簡略化について)**  
本制度に沿ってマイクロチップの登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続が不要となることがあります。その場合は、マイクロチップが鑑札とみなされます。犬の登録等が別途必要かどうかは、令和4年6月以降にお住まいの区市町村にお問合せください。
- **令和4年6月1日より前に民間事業者等が実施するマイクロチップ制度に登録している場合**  
無料で本制度の登録ができます。以下サイトを御参照ください。  
(公社)日本獣医師会「環境省データベースへの移行登録サイト」：<https://www.aipo.jp/transfer>

- ・ (参考)東京都ホームページ：犬、猫へのマイクロチップ装着制度について  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/microchip.html>



- ・ **お問合せ先** 「ペットに関する相談窓口」  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/aigo/soudanmadoguti.html>

